



精神科看護管理ニュース

Vol. **41**

発行 日本精神科看護協会

2018/06/22

1 障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わりました！

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が加わり、あわせて法廷雇用率と短時間労働者の算定方法が変わりました。

- ① 法定雇用率が0.2%拡大しました。例えば民間企業の障害者雇用義務の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。
- ② 精神障がい者である短時間労働者は実人員1人を「0.5人」と算定していましたが、4月1日以降は「1人」で算定します。

詳しくは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している、「厚労省障害者雇用対策」のリンクからご確認ください。

2 平成30年度診療報酬改定説明会のご質問にお答えします！

平成30年度診療報酬改定項目に関する皆様からのご質問を集約して、厚生労働省保健局医療課に疑義紹介を行い、【機能強化型訪問看護管理療養費】【訪問看護情報提供療養費】【精神科救急入院料】【措置入院後継続支援加算】【クロザピンの薬剤料】【精神科在宅患者支援管理料】【認知行動療法】【看護補助加算】【看護職員夜間配置加算】に関する回答を日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

3 国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）が公表されました！

6月18日（月）、世界保健機関（WHO）が国際疾病分類の第11回改訂版（ICD-11）を公表しました。約30年ぶりの改訂となったICD-11では、第7章「睡眠・覚醒障害」、第17章「性保健健康関連の病態」など、新たに6つの章が追加されました。この改訂を受けて、公益社団法人日本精神神経学会では、ICD-11新病名の素案（日本語病名）を掲載するとともに、新病名に関するパブリックコメントを実施しています。新病名の素案では、disorderに「症」を当て、「双極性障害」から「双極性症」などに変更することや、Psychosisの訳語を「精神病」から「精神症」に変更することなどに関する意見を求めています。

ICD-11の原文（英語）、新病名の素案（日本語）およびパブリックコメントは、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」にリンクを掲載しています。

1/1

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034